

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

産業廃棄物収集運搬業者

大分県竹田市大字竹田1970番地2の1

株式会社 花田組

代表取締役 花田幾太郎

2 処分日

平成25年5月14日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

株式会社花田組は、平成25年4月2日大分地方裁判所竹田支部から破産手続き開始決定を受けた。

このことは、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号イに該当し法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消要件に該当することから、許可取消処分をおこなうものである。